賦課限度額

1001876

後期高齢者医療保険料率の決定

問合せ 国保年金課医療年金係 ☎内線 3136

高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度、見直すこととされています。

賦課限度額

80 万円

後期高齢者医療保険料率の改定

66 万円

令和 4 · 5 年度令和 6 · 7 年度均等割額 45,700 円均等割額 49,100 円所得割額 8.89%所得割額 10.07%

- 後期高齢者医療給付費の仕組み 自己負担を除いた部分を、 国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金 で約4割、残りの約1割を保険料により賄っています。保険料 率は、今後2年間に見込まれる医療給付費などの費用と保険料 などの収入を基に算定します。
- 保険料率が引き上がった理由 出産育児一時金への支援金支出と団塊の世代の加入による費用増加、後期高齢者負担率見直しにより現役世代からの支援金割合減少による収入減が見込まれることから保険料率が引き上がりました。財政収支上の剰余金を令和6・7年度の財源として見込み、引き上げ幅を抑制しています。
- **賦課限度額の改正について** 中間所得層の負担軽減のため、賦 課限度額を80万円に引き上げました。

保険料率引き上げ激変緩和措置

前年中の総所得金額等 - 基礎控除額 が 58 万円以下の被保険者は、令和 6 年度に限り 9.36%

4月1日より前に資格取得した被保 険者と障害認定を受けて資格取得し た被保険者は、令和6年度に限り 73万円



4<mark>0</mark>%

負担割合 ※医療費の内、自 己負担分を除く

医療給付費の

現役世代の 支援金 50%

国・県・市町村の負担金

所得が低い人に対する令和6年度の均等割額の軽減

経済動向などを踏まえ、5割・2割軽減の対象世帯への所得判定基準が改正されました。 ※均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定

令和5年度

軽減割合	条件		
7割軽減	43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1) 以下		
5割軽減	43 万円+ 10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1)+ 290,000 円 × (世帯の被保険者数)以下		
2割軽減	43 万円+ 10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1)+ 535,000 円 × (世帯の被保険者数)以下		

令和6年度

	条件	軽減後の 均等割額
	43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ -1) 以下	14,730 円
	43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ -1) + 295,000 円 × (世帯の被保険者数)以下	24,550 円
	43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ -1) + 545,000 円 × (世帯の被保険者数)以下	39,280 円

- ※「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」は、年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算
- ※「年金・給与所得者の数」は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに当てはまる人の数
 - 給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
 - 昨年 12 月 31 日において 65 歳未満で、収入額が 60 万円を超える人(公的年金を含む)
- 昨年12月31日において65歳以上で、収入額が125万円を超える人(公的年金を含む)

福祉医療制度のお知らせ

☎内線 3133

子ども・障がい者・ひとり親家庭などの 医療費の保険診療分の自己負担を市が負担します

対象	要件	申請に必要なもの
子ども	高校卒業 (18 歳になって最初の 3 月 31 日) まで	被保険者証
高重	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
高齢重度障が	障害年金1級	年金証書
度 身 曈 曈	特別児童扶養手当1級	証書
ががいい	療育手帳 A·B1(B中)	療育手帳
者者	障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	所定の診断書
ひとり親家庭など	下記のいずれかに該当し、18 歳未満の子を扶養している人とその子(18 歳になって最初の3月31日まで) ●配偶者と死別または離婚し、婚姻していない人 ●配偶者の生死が明らかでない人 ●配偶者から遺棄されている人 ●配偶者が海外にいて扶養を受けられない人 ●配偶者が精神や身体の障がいにより、長期にわたり労働能力を失っている人	●本市に本籍がない人は、戸籍全部事項証明書(謄本)●転入者は、前住所地の所得証明書
_	18歳になって最初の3月31日までの父母のない子	父母のない事実を明らかにす る証明

※全ての申請で被保険者証が必要

※要件を満たさなくなった場合は資格喪失。喪失後に市が負担した医療費は返還していただきます

重度心身障がい者・高齢重度障がい者は、所得の確認が毎年必要となります

対象外 本人または住民票上同一世帯の配偶者・扶養義務者(直系血族、兄弟姉妹)の対象所得が所得制限基準額を上回る場合は、助成対象となりません

その他 昨年度該当にならなかった人でも、世帯や 所得の状況が変わり、基準額を下回った場合は 申請できます。6月以降に手続きしてください

税法上の	受 給 資 格 者 本 人		配 偶 者 ・ 扶 養 義 務 者	
扶養人数	所得制限基準額	給与収入の目安額	所得制限基準額	給与所得の目安額
0人	3,604,000 円	約 5,180,000 円	6,287,000 円	約 8,319,000 円
1人	3,984,000 円	約 5,656,000 円	6,536,000 円	約 8,586,000 円
2人	4,364,000 円	約 6,132,000 円	6,749,000 円	約 8,799,000 円
3人	4,744,000 円	約 6,604,000 円	6,962,000 円	約 9,012,000 円

※対象所得は、給与・譲渡・不動産・雑所得(公的年金)などで、障害・遺族年金など非課税所得は対象外 ※給与収入は、助成対象となる上限目安額です。給与以外の所得、所得控除により増減

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合あり

医療機関受診における注意点

●健康保険の被保険者証と一緒に、福祉医療費受給 資格者証を提示してください

限度額適用認定証の提示を

医療費が高額になったとき、提示や電子資格確認をできないと、窓口で医療費を全額支払う場合があります。県外で受診したときや治療用装具を作ったときは、必ず領収書を保管し、後日、市で手続きを。自己負担した医療費を翌月以降に支給します。

- 他の法律や制度により医療費助成を受けるときは、 福祉医療以外の制度が優先されます
- 群馬こども救急窓口 #8000 (携帯電話対応) 夜間や休日に子どもの病気への対処方法や応急処置など 気軽に相談できる電話窓口を群馬県が開設しています。
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用 新薬と同等の効能で安価です。医師や薬剤師に相談を。

20

21 広報ぬまた 2024.4